

広島県告示第千百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和二年十一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市口和町竹地谷字下槇原一三一六の一から一三一六の三まで、字櫃津木五四五八の二、五四五九の一、五四五九の二、五四六〇、五四六一の一から五四六一の三まで、五四六二の一から五四六二の四まで、五四六三の一、五四六四の一から五四六四の四まで、五四六五の一、五四六五の二、五四六六、五四六七の一、五四六七の二、五四六七の四、五四六七の五、五四七一の二、五四七一の三、五四七二、五四七三、五四七五、五四七九、五四八〇の五から五四八〇の七まで、五四八一の一、五四八二、五四八三の一、五四八四、五四八五の一、甲五四八六、五四八七の一、五四八八の一、五四八九、五四九〇の一、五四九一、五四九二の一、五四九三、五四九四の一

二 指定の目的

水源の涵養^{かんよう}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)